

神奈川県監査委員公表第8号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成30年6月8日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 高岡香
 同 太田眞晴
 同 佐藤光
 同 高橋稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成30年1月5日（神奈川県公報定期第2950号）神奈川県監査委員公表第1号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会を除く3箇所に係る3事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県県西地域県政総合センター	平成29年10月11日（平成29年8月22日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、明星林道調査委託業務（ゼロ県債）の設計額の積算に当たり、舗装計画・設計図作成について、設計業務の基準を適用すべきところ、調査業務の基準で積算したため、設計額（4,233,600円）が313,200円過少であった。	不適切事項については、積算基準の適用方法の理解が不十分であったことから、諸経费率の適用を誤り、設計額が過少となったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、積算基準の正しい適用方法を周知徹底するとともに、積算システムにも反映させることにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県かながわ労働センター	平成29年10月16日（平成29年8月24日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、外壁等改修工事に伴う水道代（平成28年11月2日から平成29年3月6日分ま	不適切事項については、請負業者等との連絡体制が十分ではなかったため、水道代に係る立替収入を一括して徴収したものである。

		で7,551円)の立替収入に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に基づき水道事業者からの請求ごとに徴収すべきところ、工事終了後に請負業者から連絡を受けるまで使用の事実を把握していなかったため、総額を一括して徴収していた。	今後は、このようなことがないよう、請負業者等への確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	---	--

(3) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県藤沢土木事務所	平成29年11月1日(平成29年9月5日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成28年11月分電気料金(13件、5,843,527円)の支払に当たり、誤って1件、5,522,919円について、前渡金口座へ300,000円過少に支出したため、同口座に残高不足が生じ4件、296,318円の振替ができず、期限後に支払っていた。その結果、平成29年1月及び2月分の電気料金の支払の際に、口座振替割引の適用取消分及び延滞利息として計3,260円を支払うことになった。	不適切事項については、電気料金額についての確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。